

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号、
平成 26 年(ワ)第 328 号 伊方原発運転差止請求事件

2015 年 2 月 10 日

松山地方裁判所民事第 2 部 御中

意見陳述書

原告 和田 宰

私は愛媛県立養護学校の教員として勤務の後、愛媛医療生活協同組合の本部で社会保障分野の担当者として働いてきました。福島原発事故の際、障がい者とその家族がどうなったか、ずっと気になっていました。

南相馬市では、市が自主避難をよびかけ、避難支援もかなり入ったので避難は徹底できたかと思われていました。ところが、ゴーストタウン化した町の中で障がい者と家族が限界状態で自宅にいたのです。

視覚障がいの方はトイレに行くにも困難があります。聴覚障がいの方はマイクで放送されている指示が聞き取れません。自閉症や情緒に障がいがある人はいっそう不安定になります。いったん避難所に行くことができた。しかし、障がいを持つ方がそこに暮らすには困難が山積みです。精神疾患をもつ方々の多くもそうでした。結局、障がい者を家族に持つかなりの世帯が、避難所を離れ、自宅や車の中で何日も暮らしていました。

南相馬市で訪問調査に加わった NPO 法人サポートセンター所長・郡信子さんの報告です。（「障害がある人もない人も共に安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして－障害のある人への訪問調査 報告書&発言集」から）

「医療の崩壊による命の危険性、食べ物がない、お金がない、何処に避難してよいか分からない、高齢者が障がい者のお世話をしている、利用していたサービスが途切れて使えない、家族の負担と疲弊、広報が聞こえず不安、度重なる移動によるイライラやパニック、近所がいなくなり孤立状態、死んでもいい……。何をどうしてよいのか。一人ふたりならず、ほとんどの方が何らかの困難を抱えている状態。今思い返しても一次調査は、戦場のようでした。」

阪神・淡路大震災の際にも同様の報告がなされていました。しかし、こうした巨大災害においては、そこそこ準備しておいたから対応できるとはならないのです。しかも、原発震災はいっそう深刻です。

毎日新聞が昨年 11 月 17 日に報道したダウン症の方の例です。

〈51 歳まで満さんは、檜葉町のグループホームと共同作業所「りんべるハウス」で、7 人の同僚とともに暮らし働いていました。仲間からお兄ちゃんと

慕われ、「満は輝いていた。自分の役割に誇りをもっていた」とお父さんは語ります。福島原発事故は、満さんの日常を奪います。避難所での生活で満さんは次第に歩けなくなり、椅子から転落するほどに筋力も弱まります。医師は、「避難生活に伴う適応障害」と診断し、脳の萎縮などダウン症の進行に懸念を示します。「おうちに帰る」と泣き叫んでいた声も出せなくなり、呼吸の力も弱まりました。)

福島原発事故は数多くの人生を変えてしまいましたが、障がいを持つ人にとって「日常」を奪われるダメージはいっそう深刻です。

福島県の障がい者団体は自主的に集まりを重ね、避難や防災に関する障がい者の権利について話し合いを行ったそうです。その結果、「どんなに立派な知恵を絞った計画を立てても、原子力災害となれば必ず大きな問題をかかえてしまう。最も大事な防災計画は原発をなくすことだ」－これが参加者たちの合意だと言います。

昨年秋には愛媛県が積極的に関与して「原子力災害避難計画」が作られました。30km圏内に限られています。たとえば、内子町の場合だと、7285世帯、1万7848人のうち、30km圏内は48世帯で123人。町としては50kmまでの避難計画を作成しているようですが、県への報告は30kmまでです。汚染にさらされた福島県の飯舘村は40kmほどです。もっと遠方にも汚染は広がっています。30km圏の避難計画の策定で、原発再稼働の条件ができたといえるはずがありません。

大洲市の加戸弘二医師にお話を伺いました。

「老健や特養での避難も困難がありますが、医療機関の対応の遅れは深刻です。避難する際の受け入れと移動手段を考えたとき八幡浜・大洲の医療機関だけで病床数が2000を超える現在、ほとんどの病院は紙カルテから電子カルテに移行しているため、災害時には個別の患者情報の伝達は極めて困難です。実際の避難はほとんど不可能で患者さんを見殺しにするようなもので、計画も全く立てられない状況です」と言われます。

「そこまでのリスクを冒して原発の再稼働を行う必要は全くありません。」と、奥様とともに語られました。

日本障害フォーラム（JDF）の「被災地障がい者支援センターふくしま」の事務局長を務めた和田庄司さんに愛媛県の原子力災害対策を見てもらいました。

「福島の実験を無にしないことは重要です。風次第、雨次第でどこがひどく汚染されるかも分かりません。道路が崩壊することもあるでしょう。県の計画が、5km圏の人々が逃げてから30km圏の人々が逃げるという前提に立っているのも現実的とは思えません。避難先では放射線量を測り、被曝量が多いと衣服を脱いで着替える。ものすごく時間がかかったのです。事故の後始末も何

世代にもわたって時間がかかる。故郷に戻りたいが簡単にいかない。懸命に調査し計画を作られるのだと思いますが、しかし空しいのです。原発の事故が起こってしまうと、解決の手だてがないことだらけです……。もう原発はいらないーこれが福島のみんなの思いなのです」と感想を語りました。

つい最近も、徳島で比較的強い地震がありました。地震のたびに、伊方原発の状況が気になります。私は、伊方原発の「基準地震動」のことがとても心配です。計算方法の開発者である入倉孝次郎氏が愛媛新聞紙上で、「平均値で算出」していることを明かしています。最大の値はもっと大きいと言っています。基準地震動の4倍から7倍との指摘もあります。国内で4000ガルを超える地震動の記録があります。650ガルが全くの過小評価であることは明らかだと思います。（2008年6月、「岩手・宮城内陸地震の震源に近い岩手県一関市で、防災科学技術研究所の観測網が国内最大の4022ガルの加速度を観測していた」朝日新聞記事より）

ぜったいに原発事故を起こしてはなりません。だれもがこのことを願っています。確実にそれを実現するには、原発を再稼働させないまま、廃炉に向かわせることです。これしかないと思います。

私は現在、この裁判の原告団事務局長をしています。原告は1338名です。四国には95の市町村がありますが、その全ての市町村から原告が立っています。四国4県で965名の原告です。中国、九州、そして全国各地に373名の原告がいます。当裁判所には、昨年末と年明けに、9万7000筆を超える署名を提出しました。早期に伊方原発の運転差止判決を求める署名です。どうか、住民の声を受けとめてください。

裁判官におかれましては、子どもたちに胸を張って伝えられる、運転差止めの判決をお願いして私の陳述を終わります。